

○ 補償あり

✕ 補償なし

相手への賠償

対人 (注1)



任意セット (注2)

相手の方を死傷させた場合の補償

対人賠償保険



9 ページ

弔慰金等の臨時費用に

任意セット

対人臨時費用特約

9 ページ

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償

任意セット

対歩行者等傷害特約

9 ページ

相手への賠償

対物 (注1)



任意セット (注2)

相手のものを壊した場合の補償

対物賠償保険



10 ページ

対物賠償保険をセットしたご契約に

自動セット (注3)

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償

対物超過修理費用特約

10 ページ

おケガの補償



任意セット

ご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償

人身傷害保険



11 ページ

お車の補償



任意セット (注2)

ご契約のお車が壊れた場合の補償

車両保険



15 ページ

災害時にもしっかり補える 任意セット

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払い

地震・噴火・津波

「車両全損時定額払」特約

15 ページ

車両保険をセットしたご契約に

自動セット (注4)

「もらい事故」等の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます

車両保険無過失事故特約

17 ページ

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に

任意セット

全損時諸費用特約

17 ページ

クルマのトラブルサポート



24時間365日、お車のトラブルのときに駆けつけます



ロードアシスタンスサービス

19 20 ページ

事故や故障等によりレッカー牽引・搬送された場合等に必要となった費用等を補償

ロードサービス費用特約

19 20 ページ

事故の際、自力走行が可能な場合にも代車をご提供

任意セット

代車補償拡張特約

20 ページ

その他の補償

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い

任意セット

弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

18 ページ

(注1) 対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」(P10参照)が自動的にセットされます(自動セット)。

(注2) 対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

(注3) 記名被保険者(P10、P23参照)が個人であり、かつ、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外の場合に自動的にセットされます。その他の場合にもご希望によりセット可能です。

(注4) 車両保険「7補償限定」特約をセットしないご契約に自動的にセットされます。

相手への賠償 (対人)

相手への賠償 (対物)

- ▶相手への賠償(対人)
- ▶相手への賠償(対物)
- おケガの補償
- お車の補償/費用の補償
- クルマのトラブルサポート/事業用の補償

対人賠償保険

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等¹で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額(ご契約金額)²を限度に保険金をお支払いします。

任意セット

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

詳細は 30 ページ

対人臨時費用特約

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。

任意セット

対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

詳細は 30 ページ

対歩行者等傷害特約

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合^(注1)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額³を保険金額^(注2)を限度に補償します(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額から除きます)。

(注1) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
(注2) 対歩行者等傷害特約の保険金額は、被害者1名につき、対人賠償保険と同額になります。

任意セット

対人賠償保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

対物賠償保険

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、対物賠償保険では免責金額⁵を設定していただきます。

任意セット

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

詳細は 30 ページ

対物超過修理費用特約

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額^(注)を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

(注) 損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

自動セット

対物賠償保険をセットしたご契約で、記名被保険者⁷が個人であり、かつ、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外の場合に自動的にセットされます。その他の場合にもご希望によりセット可能です。

詳細は 31 ページ

POINT 相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合⁴に対する理解が得られず、解決まで時間がかかる場合がありますが、対歩行者等傷害特約があれば安心です。

例えばこのような事故のとき

自転車に乗っていた相手と出合頭で衝突。相手の方は入院することに...

【対歩行者等傷害特約の補償イメージ】

- 相手の方の過失分も含めてお支払い
- 相手の方の責任割合20%
- 対歩行者等傷害特約でお支払い
- お客さまの責任割合80%
- 対人賠償保険・自賠責保険等でお支払い

相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合や、相手の方が公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用されない場合は、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は上記イメージと異なります。

責任割合 お客さま80:相手の方20
※責任割合は一例です。

【保険金お支払いイメージ】

相手の方の損害の額 500万円 × 80% = 400万円
[治療費・休業損害・慰謝料等]

お客さまの責任割合 400万円 × 80% = 320万円

法律上の損害賠償責任の額 400万円

法律上の損害賠償責任の額 400万円 - 自賠責保険等から支払われる金額 120万円 = 280万円

お客さまのご負担額 280万円 + 対歩行者等傷害特約から相手の方の過失分20% 100万円 = 380万円

対人賠償保険からお支払いします。

詳細は 30 ページ

対人賠償保険・対物賠償保険共通

POINT1 保険金額は「無制限」^(注1)に設定されることをおすすめします。
【ご参考】高額判決例

	事例	認定総損害額
対人事故	国道を走行中のタクシーが、道路を横断していた歩行者(41才男性・眼科開業医)に衝突し死亡させた。(平成23年11月・横浜地裁判決)	5億2,853万円
対物事故	センターラインを越えて対向車線に進入した乗用車が、前方からきた大型トラックと衝突。その衝撃で大型トラックは対向車線に入り別車間と接触し、道路脇のパチンコ店に飛び込んだ。(平成8年7月・東京地裁判決)	1億3,450万円

(注1) 対物賠償保険では、「無制限」でお引受けできない場合があります。詳細については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

POINT2 相手の方との示談交渉⁸、修理工場との打合せ、損害の額の調査等は、当社が行いますのでご安心ください。
相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者⁹が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などは、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

POINT3 対人賠償保険・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」や「認知症のご家族の運転」等、法律上の損害賠償責任がない事故でも迅速な被害者救済が可能です。

- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 **自動セット**^(注2)
不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等を原因とする、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。
- 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 **自動セット**^(注2)
ご契約のお車を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。

(注2) 対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

詳細は 31 ページ

- 1 自賠責保険等**
自動車損害賠償保障法ですべての自動車やバイクに加入が義務付けられている強制保険(責任保険または責任共済)をいいます。自動車・バイクの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。
- 2 保険金額(ご契約金額)**
保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
- 3 損害の額**
対歩行者等傷害特約という損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますが、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります。上記同様に、それぞれが異なる場合や、相手の過失部分の割合が異なる場合があります。上記同様に、それぞれが異なる場合があります。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものとします。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものと見なされます。
- 4 責任割合**
交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。
- 5 免責金額**
支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。免責金額を設定すると保険料は割安になります。
- 6 対物事故**
対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。
- 7 記名被保険者**
保険申込書(継続確認書)や保険証券(保険契約継続証)に記載された被保険者(記名)を指します。記名被保険者が運転している場合は、記名被保険者の同意についてはP23をご確認ください。
- 8 示談交渉**
損害賠償の金額を話し合うことをいいます。
- 9 被保険者**
保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受け権利を有する方をいいます。

2 用語のご説明

クルマのトラブルサポート

※ロードサービス費用特約とサービスのご説明です。



事故または故障・トラブルのときのサポート

任意セット

ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能²⁴となった場合に、24時間365日現場に駆けつけ、ご契約のお車が自力走行不能となり修理工場等にレッカー牽引・搬送された場合や盗難された場合等に必要となる

① レッカー牽引・搬送等¹⁷ レッカー現場急行サポート

現場から修理工場までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業を行います(1回の事故等につき30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)限度²¹)。



レッカー牽引・搬送
引き戻し作業

レッカー牽引・搬送は
 家用8車種で約**500km**
 大型車で 約**170km**
 二輪自動車²²で 約**200km**
 相当²²

(運搬費用保険金)

(注1)ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、1回の事故等につき15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額)が限度となります。

(注2)レッカー牽引・搬送可能な距離は、提携先実績に基づく当社試算で、車両運搬・車体の形状や積載量等により作業内容が異なるため増減する場合があります。

※1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

※2 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。

※3 レッカー現場急行サポートをご利用のお客さまは、初期対応コンシェルジュサービスをご提供します(P36参照)。

② 応急作業

クイック修理サービス

現場で30分以内の応急作業を無料で行います。なお、バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間(ご契約期間)中それぞれ1回²³のみ無料となります。



バッテリー上がり
(ジャンピング等)



タイヤのパンク
(スベアタイヤ交換)



ガス欠



キーの閉じ込み、
盗難または紛失(ドアの開錠)等

(注)保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに、1回のご利用が無料となります。ただし、フリート契約・ノンフリート多数割引(P28参照)適用契約は回数の制限がありません。

③ 宿泊費用

ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします(1回の事故等、1名につき15,000円限度)。



1名**15,000円**
限度

(臨時宿泊費用保険金)

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した宿泊費用はお支払いの対象となりません。

④ 帰宅・移動費用

ご自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故等、1名につき20,000円限度)。



1名**20,000円**
限度

(臨時帰宅・移動費用保険金)

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した帰宅・移動費用はお支払いの対象となりません。

⑤ 修理後の搬送費用

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)。



15万円限度

(修理後搬送費用保険金)

⑥ 修理後の引取費用

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)。



15万円限度

(修理後引取費用保険金)

①レッカー牽引・搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。

下記①・③～⑦の費用等はロードサービス費用特約で補償します。

⑦ 代車

ご契約のお車が修理等のために代車を借りる必要が発生した場合に、その期間中の代車(排気量が1,300cc以下²⁴の自家用小型乗用車のレンタカー²⁵)を30日(故障等の場合は15日)を限度にご提供します。

(注)代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。

代車の補償が
対象となるお車

- 代車のご提供は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)の場合のみ対象となります(代車補償対象外特約をセットした場合、代車の補償は対象となりません)。
- その他の用途車種の場合またはレンタカー、教習用自動車の場合は、代車補償対象外特約が自動的にセットされ、代車の補償は対象となりません(代車補償拡張特約をセットしたご契約を除きます)。



30日限度
故障等の場合は15日限度
(代車のご提供)

POINT 事故の際、自力走行が可能の場合にも代車をご提供する「代車補償拡張特約」をおすすめします。

詳細は P5 ページ

ご契約のお車が「事故・故障等により自力走行不能となりレッカー牽引・搬送された場合等(右表①)」に加え、「事故により、自力走行は可能だが修理等が必要な場合(右表②)」にも代車をご提供します。ご提供する代車は、この特約でご契約の代車クラス(P36参照)に応じたレンタカーとなります。

○ 代車をご提供します × 代車をご提供できません

	自力走行不能でレッカー牽引・搬送された場合		レッカー牽引・搬送されない場合	
	事故	故障・トラブル	事故	故障・トラブル
ロードサービス費用特約	○	○	×	×
代車補償拡張特約を セットする場合	○	○	○	×

※ノンオペレーションチャージ(レンタカーで事故を起こされ、車両の修理が必要となった場合の車両の営業補償料等)についてはお客さまのご負担となります。



保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要になる場合があります。

詳細は P5 ページ

費用の補償



弁護士費用(自動車事故型)特約 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約は記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故や日常生活事故²⁶によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求費用(300万円限度²⁷)、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

○ 補償します × 補償できません

特約名	補償する事故	自動車事故	日常生活事故 ^(注1)
弁護士費用(自動車事故型)特約		○	×
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約		○	○

(注1)日常生活事故とは、「歩行中、自転車に衝突されケガをした場合」など、自動車事故以外の、日本国内で発生した偶然な事故をいいます。

(注2)弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

※弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。 下記²⁸の複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。 詳細は P7 ページ

複数のご契約があるお客さまへ

記名被保険者が個人の場合、弁護士費用(自動車事故型)特約²⁹、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約(P37参照)は、1つのご契約のみにセットすれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありません。ただし、特約をセットしない契約のお車が「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償されませんのでご注意ください。

(注)記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に「車中の方、ご契約のお車に(契約のお車の積載物を含みます)のみが補償対象となりますので、お車ごとに特約をセットしていただく必要があります。重複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなる可能性がありますのでご注意ください。



24 自力走行不能

法令により走行が禁じられている状態、またはご契約の二輪自動車・原動機付自転車に収納されたヘルメットが取り出せないことにより運転をしてはならない状態を含みます。